毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目

○地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監 査契約を締結した件

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件

○福島海区漁場計画に係る漁業の免許予定日等を告示する件

○内水面共同漁業権漁場計画に係る漁業の免許予定日等を告示する件

○県営土地改良事業計画を変更した件 ○土地改良区の定款の変更を認可した件

○落札者を決定した件

公

島

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

福

告 示

福島県告示第三百五十四号

より、 福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。 を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、 地方自治法 包括外部監査契約(以下「契約」という。)を次のとおり締結した。なお、契約 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定に

令和五年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

契約を締結した者の氏名及び住所

鈴木 一徳 福島県郡山市咲田一丁目一 番二十三号

契約の期間の始期

令和五年四月一日

三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

> 及び実費の額の合算 契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用

契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払 契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額

(職員研修課)

福島県告示第三百五十五号

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。 五月二十三日から同年六月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下 「法」という。) 第八条第一

令和五年五月二十三日

量量量量量

法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

ケーヨーデイツー安積店 福島県郡山市笹川二丁目六番一号ほ

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

内

堀

雅

雄

意見なし。

 \equiv

法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

(商業まちづくり課)

意見書の提出なし

贾 覃

福島県告示第三百五十六号

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課 五月二十三日から同年六月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

令和五年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- ケーヨーデイツー矢野目店 福島県福島市南矢野目高畑二十 番地十
- 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要 意見なし。
- Ξ. 意見書の提出なし 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

福島県告示第三百五十七号

の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年 部商工課に備え置いて縦覧に供する。 課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工 五月二十三日から同年六月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり 項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第

令和五年五月二十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

地一ほか ケーヨーデイツー会津若松店 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県会津若松市神指町四合字幕内南六百三十二番

法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要 意見なし。

 \equiv 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百五十八号

とおりである。 五月十一日に定めた福島海区漁場計画に係る漁業の免許予定日及びその申請期間は次の 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十二条第一項の規定により令和五年

令和五年五月二十三日

福

福島県知事 内 堀 雅

雄

漁業の免許予定日

漁業の免許の申請期間 令和五年九月一日

令和五年五月二十三日から同年六月三十日まで

福島県告示第三百五十九号

間は次のとおりである。 五月十一日に定めた内水面共同漁業権漁場計画に係る漁業の免許予定日及びその申請期 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により令和五年

令和五年五月二十三日

漁業の免許予定日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(商業まちづくり課)

漁業の免許の申請期間 令和五年九月一日

令和五年五月二十三日から同年六月三十日まで

水 産 課

福島県告示第三百六十号

令和五年五月二十三日

福島県告示第三百六十一号

地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業)を行うた めの土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、

令和五年五月二十三日

縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

縦覧の期間

令和五年五月二十四日から 年六月十二日まで (二十日間)

縦覧の場所

三 田村市役所

告

公告第九十六号

永

産

課

とおり土地改良区の役員が退任し、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、 及び就任した旨届出があった。 次の

福島県知事

内

堀

雅

雄

令和五年五月二十三日

土地改良区の名称 大信土地改良区

退任した役員

福島県知事 内

(農村計画課) 堀 雅 雄

福島県知事 内 堀

雅

雄

(農村計画課)

公

令和5年5月23日 火曜日

理役就理役事別任事別 深氏名 貫 長美 白庄河 市 市大信隈戸字赤仁田 大信隈戸字赤仁田 一番地 番 地

(農村計画課)

公告第97号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び福島県財務規 則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年5月23日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) 除雪ドーザ1 (18 t 級) 1 台
- 除雪ドーザ2 (18 t 級)
- 1 台 ロータリ除雪車 (2.6m級)
- 除雪トラック (7 t 級) (4) 1 台
- 小型除雪車 (1.0m級) 1 台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日 令和5年4月7日
- 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1 の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - 1 の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - 1の(3)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字 亀賀字郷之原224番地
 - 1 の(4)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字 亀賀字郷之原224番地
 - 1 の(5)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字 砂田 588番地
- 5 落札金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 31,790,000円

- (2) 1の(2)に掲げる物品等 61,380,000円
- (3) 1 の(3)に掲げる物品等 77,638,000円
- (4) 1の(4)に掲げる物品等 46,750,000円
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 13,255,000円
- 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日 令和5年2月24日

(入札用度課)

リサイクル適性(風)